

# 泊園文庫蔵『渚翁先生諸説』の一考察

横 山 俊一郎

## A study of *Setsuo-sensei shosetsu* (Theories of Master Setsuo) in the collection of Hakuen Bunko

YOKOYAMA Shunichiro

This paper is an examination of *Setsuo-sensei shosetsu* (Theories of Master Setsuo), a text compiled from the correspondence of Nakai Chikuzan, master of the Chinese-studies academy Kaitokudo, with his students and followers—a text which provides insight into how, in the latter part of the Edo period, Japanese Confucian scholars increasingly came to participate in the government of their domains. A number of Confucian scholars appear in the letters collected in this work, who, though they were not of samurai origin, nonetheless were employed by domains to participate in governing: men like Konishi Ichu, Marukawa Shoin, and Matano Kazen. My aim is to discover what sort of response Chikuzan gave to letters from these scholars, and to establish how his responses might have influenced their political activities. This study concludes that knowledge of history and poetics influenced the policies they implemented; that an association for Chinese poetry pursuits known as the Kontonsha was their venue for the sharing of such knowledge; and that such knowledge might be said to have formed their basic education for careers as government bureaucrats. It further argues that in its practical application this knowledge manifested itself externally in writing (文章, *bunsho*) and internally in the form of a meditative discipline or concentration (敬, *kei*).

## はじめに

筆者は2012年10月、大阪市立大学で開催された第64回日本中国学会大会において、「江戸時代後期における〈実務家〉としての儒者——瀬戸内諸藩における懐徳堂学術の受容を中心として——」と題して口頭発表を行った<sup>1)</sup>。その発表では、懐徳堂の出身者であり中井竹山の門下である儒者たちが瀬戸内諸藩の藩政に参与し、かつ、財務に精通する新興官僚と連携している事実を明らかにし、江戸時代の後期においては、〈思想家〉としての儒者ではなく〈実務家〉としての儒者として捉えるべき問題があることを指摘した。彼らに共通するのは、人材登用を経て教育以外の社会的活動に関与した経歴を持っていることである。本稿では、こうした〈実務家〉としての儒者を扱う先行研究を整理することによって考察対象を拡大し、そこで明らかとなる〈実務家〉としての儒者の西日本地域への拡がりという社会事象を念頭に置きつつ、泊園文庫に所蔵される中井竹山『溧翁先生諸説』という資料の位置づけを検証したい。

まず、先行研究を概観する前に留意すべきことがある。それは儒者本人の出自の問題である。簡単にいえば、武士身分からの登用に関しては、その人物が儒者であるから登用されたのかどうか疑問になってくる。しかし、もともと現場の政策者でなかった武士が儒者などの教官に任じられ、それが契機となって現場の政策者へと抜擢された場合、近世中国の文官登用制との類比の観点から、後述する非武士身分から登用された儒者の事例と比較的に近い事例であるといえよう<sup>2)</sup>。こうした儒者を対象とした先行研究は、矢森小映子「松代藩士佐久間象山の殖産開発事業——松代藩地域研究の視点から——」（『藩地域の政策主体と藩——信濃松代藩地域の研究Ⅱ』、岩田書院、2008年）による佐久間象山の政治実践の研究が挙げられる<sup>3)</sup>。一方、非武士身分から登用された儒者については、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』（溪水社、1986年）による頼春水の弟頼杏坪の政治実践の研究が挙げられる。それに加えて、筆者は以前、播磨国龍野藩儒者小西惟沖の政治実践を考察し、近世中国の文官登用制度に類比すべき事例として位置

1) 拙稿「江戸時代後期における〈実務家〉としての儒者——瀬戸内諸藩における懐徳堂学術の受容を中心として——」（『思想史研究』第17号、日本思想史・思想論研究会、2013年）参照。本論文は、第64回日本中国学会大会での口頭発表に基づいている。

2) 前掲、拙稿「江戸時代後期における〈実務家〉としての儒者——瀬戸内諸藩における懐徳堂学術の受容を中心として——」に登場する懐徳堂出身者のうち、讃岐国丸亀藩儒者渡辺柳斎および同巖村南里は、武士身分の出身であるが、上記の理由から考察対象として取り上げている。

3) ただし、矢森氏の考察では、佐久間象山の洋学者としての側面に注目しており、筆者の問題関心とは大きく異なっている。

づけた<sup>4)</sup>。

では、筆者が考察してきた懐徳堂出身者および頼杏坪に共通する要素は存在するのであろうか。それは、懐徳堂と頼家との交流に置き換えた場合、江戸時代後半期（宝暦・明和・安永・天明頃）に大坂で結ばれた漢詩人の結社、混沌社に中井竹山が出入りするようになった事実に見出せよう。そこでは、学術上の交流として、『大日本史』懐徳堂本の筆写本が懐徳堂から春水に寄贈されたという《史学》の提供が見られ、混沌社との交流が契機となって竹山が詩作法の教科書『詩律兆』を刊行するという《作詩》の公刊が見られる<sup>5)</sup>。また、眞壁仁『徳川後期の学問と政治』（名古屋大学出版会、2007年）による古賀家三代（精里・侗庵・謹堂）の政治実践の研究では、古賀精里は出身藩である佐賀藩の財政再建策を提言することによって藩政に参与できる重役へと抜擢された事実を明らかにしているが<sup>6)</sup>、古賀精里が詩社混沌社に出入りし、頼春水らと議論を重ねた人物であることはいうまでもない。このような事実を踏まえると、詩社混沌社での活動を背景として〈実務家〉としての儒者が西日本地域へ拡大するに至ったと考えてよいのではなかろうか。

本稿では、〈実務家〉としての儒者は、詩社混沌社を一つの起点として西日本地域に拡がりを持つに至ったと想定し、そのうえで『溌翁先生諸説』を取り上げたい。この資料には、筆者がこれまで考察してきた懐徳堂出身者宛ての竹山の書簡が収録されており、書簡の構成および内

4) 惟沖による政治実践については、拙稿「一九世紀前半における儒者の財政観——播磨国龍野藩儒者小西惟沖を例として——」（東アジア文化研究科院生論集『文化交渉』創刊号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2013年）参照。その成果を踏まえ、近世中国の文官登用制との類比については、前掲、拙稿「江戸時代後期における〈実務家〉としての儒者——瀬戸内諸藩における懐徳堂学術の受容を中心として——」51頁。

5) 加地伸行他『中井竹山・中井履軒』（叢書・日本の思想家24、明德出版社、1980年）114～126、290～301頁。本書では、『史学』については、春水は『大日本史』懐徳堂本を借り、これを筆写することによって国史に関する知識を深め、また、国史として竹山が『逸史』を、履軒が『通語』を書きつつあったことが春水にとって大きな刺激となったとしている。さらに、当時流伝は少なく、あっても秘庫に蔵せられていた『大日本史』を懐徳堂という公開の場に一本置いたことは、後に史学が思想的な力をともなって行く上で大きな意義を担っていったという。一方、『作詩』については、明和期の後半、竹山・履軒は作詩法の研究・著述を行なっているが、それは混沌社との交流が大きな刺激となったとしている。実際、竹山は安永五（一七七六）年にもなると、それまでの作詩法の本の集大成として『詩律兆』を公刊するに至っている。

6) 眞壁氏によると、精里は京都・大坂遊学の任期途中で病を得、佐賀に戻ると「主膳」に任じられ、翌年には「手明槍格」に転じ、さらに「特恩」により「請役相談格」に昇進して「政議に参豫」し始めるとしている。また、その契機となったのは、「下問上言之際」に藩主に上げた建議であり、それは、佐賀藩の財政再建策の諮問に対し、「政府司議裏行」の精里による答申としている。ちなみに、古賀家は武士身分の出身であり、佐賀鍋島氏との関係は、「島原之敗陣亡」後、古賀時貞が手明槍として仕えて以来としている（同書58、70、71頁）。

容から撰者の意図を推し量ることが可能であり、そこから〈実務家〉としての儒者の拡がりの一端を窺うことが期待できよう。

## 1 『溧翁先生諸説』について

まず初めに、本稿で考察する『溧翁先生諸説』という資料について説明したい。

この資料は、関西大学総合図書館の泊園文庫に貴重書として所蔵されている。泊園文庫は江戸時代後期の文政八（一八二五）年、四国讃岐の儒者藤澤東暎が大坂に開いた漢学塾「泊園書院」の蔵書であり、書院が東暎の子南岳、南岳の子黄鵠・黄坡、黄坡の義弟の石濱純太郎によって昭和の終戦を迎えるまで長く維持されたことはよく知られている。そして昭和二十六（一九五一）年、その蔵書が黄坡の子で小説家として活躍していた藤澤桓夫、および当時関西大学文学部教授であった石濱純太郎により本学に寄贈されたのである。

本資料は写本であり和文による稿本である<sup>7)</sup>。外題にある「溧翁」は懷徳堂学主中井竹山の号であり、竹山に師事した門人や交遊を深めた知識人からの問いに対して竹山が返答した書簡が幾つか収録されている。また、題簽「懷徳堂叢書 四」の秩に収められている。筆者は不明だが、竹山以後の懷徳堂関係者が書写したものであろう。以下は、宛名が記載された書簡のタイトルである。それぞれ便宜的に番号を付しておく。すなわち、初めから 1「答小西純達書」、2「答丸川千秋問目」、3「答股野嘉善」、4「答谷生論主一無適」、5「答松藩谷某」という順である。後述するように、これらの書簡のうち1～3に記載された人物は、ともに竹山門下の儒者であり、教育以外の社会的活動を行なった経歴を持っている<sup>8)</sup>。一方、残りの4、5に記載された人物については、その生い立ちや経歴を特定できなかった。

次に、こうした活動的な儒者に宛てた竹山の書簡は、どこから収集してきたのであろうか。その出处は、大阪大学附属図書館の懷徳堂文庫に貴重書として所蔵されている『竹山先生国字牘』（本編八冊・続編一冊・附卷一冊）であると考えられる。なぜなら、『溧翁先生諸説』に収録された書簡の全ては、『国字牘遺稿 副本』に記載された『竹山先生国字牘』の目録によって

7) 『溧翁先生諸説』に関する書誌情報は、泊園文庫の自筆稿本を調査整理され、その目録の一部を『関西大学泊園文庫自筆稿本目録稿（甲部）』（関西大学アジア文化研究センター、2012年）および『関西大学泊園文庫自筆稿本目録稿（丙部）』（関西大学アジア文化研究センター、2013年）として刊行された吾妻重二先生からの御教示による。ここに感謝の意を表したい。

8) 前掲、拙稿「江戸時代後期における〈実務家〉としての儒者——瀬戸内諸藩における懷徳堂学術の受容を中心として——」51～54頁には、1、2の生い立ちと経歴、前掲、拙稿「一九世紀前半における儒者の財政観——播磨国龍野藩儒者小西惟沖を例として——」261頁には、3による外政参与の事実を挙げている。また、3の生い立ちと経歴については、本稿の第二章第三節で詳述している。

確認できるからである<sup>9)</sup>。一方、田世民『中井竹山研究序説：回顧と展望』（『懷徳堂研究』第3号、懷徳堂研究センター、2012年）の表1には、この目録をもとに作成された『竹山先生国字牘』の書簡リスト（冊ごとに分類済み）が掲載されており、本稿では、『溌翁先生諸説』所載の書簡の位置を確認するに当たってこれを参照した。

懷徳堂文庫内の新田文庫に所蔵されている『国字牘遺稿 副本』の前半部分には、目録形式を採って『竹山先生国字牘』の全ての書簡のタイトルが記載され、後半部分には、『竹山先生国字牘』と同一の書簡の本文が一部収録されている。それによると、『溌翁先生諸説』に収録された書簡のうち、2～5については、同タイトルを『国字牘遺稿 副本』に見ることができる。また、残りの1については、『国字牘遺稿 副本』に該当するタイトルを見出せないが、「答小西純達」という語を含むタイトルが二篇（「答小西純達井田説」および「答小西純達問目」）があり、そのうち「答小西純達問目」の本文が1と同一のものであった。以上から、『溌翁先生諸説』に収録された書簡は、その全てが『竹山先生国字牘』から収集された可能性が高いといえる。

最後に、田世民氏による書簡リストをもとに『溌翁先生諸説』に収録された書簡は、『竹山先生国字牘』の各冊でどのような位置にあるのかについて検討した。そこでわかったことは、『竹山先生国字牘』の各冊では、先述した活動的な儒者に宛てた書簡とともに、頼春水（弟杏坪は広島藩政に参与）や藤江貞蔵（惟沖と嘉善とともに幕政に参与）といった別の儒者に宛てた書簡も収録されていることである<sup>10)</sup>。では、春水や貞蔵らを差し置いて、1～3に記載された活動的な儒者に宛てた竹山の返答は、どのような理由から撰者に選ばれたのであろうか。次章では、彼らの実践との関わりから竹山の返答を位置づけることによってこの疑問に接近したい。

## 2 実践との関わり

### (1) 小西惟沖

まず、1「答小西純達書」を取り上げる。これは、小西惟沖の問いに竹山が答えたものであり、七つのテーマから構成されている。すなわち、「國中什一使自賦云々」、「幽厲 諡法云々」、

---

9) 書簡の出処に関しては、大阪大学文学部教授の湯浅邦弘先生から御教示を得た。ここで感謝の意を表したい。

10) 田世民氏の書簡リストによると、「竹山先生国字牘目録二」（本編二冊分）には、書簡計16通のうち2、5に加えて頼春水と藤江貞蔵宛ての書簡が、「竹山先生国字牘目録三」（本編三冊分）には、書簡計7通のうち1に加えて頼春水宛ての書簡が、「竹山先生国字牘目録四」（本編四冊分）には、書簡計11通のうち3、4に加えて藤江貞蔵宛ての書簡が収録されている。

「義之實從兄是也」、「祇載見瞽瞍ノ註云々」、「舜禹益相去久遠」、「伊訓曰天誅造攻云々」、「孟子中引言云々」の順である。そのうち、実践との関わりから二つのテーマを取り上げる。以下の引用は、その全文である<sup>11)</sup>。

〔一〕「國中什一使自賦云々」

夏ノ貢法ハ、豊凶ニ從ヒ、何ブン什一ヲ貢スルニテ、甚ノ良法ユヘ、井田ノ法ト本意ニカハルコトナシ、但シ助ト貢トノ仕方ノカハルノミナリ、龍子ノ云所ノ貢法ハ、今イフ定免ニテ、甚ノ弊法也、龍子ノ時ハ、世既ニ亂レテ、良法癡壞シ、暴君汙吏、夏ノ貢法ナリト名付テ、定免ニテ、什ノ三モ五モ七モ八モ、年ニ取切ヤウニスル弊法ヲ始シテ、龍子ガ貢ヨリヨカラザルハナシト云タル也、シカシカク云タルバカリニテハ、夏ノ貢法ヲ非スルヤウニモ聞ユルユヘ、貢者校数歳ヨリ、必取盈マデ、今ノ貢法ノアシキコトヲ述テアルユヘ、良法ノ貢法ニ非ルコト明白也、孟子ノ滕ニ勸メテ、國中什一自賦ハ、夏ノ良法ノ貢ニテ、龍子ノイヘル貢ニ非ズ、

〔二〕「舜禹益相去久遠」

相去久遠、チトムツカシキ語意ナリ、人多クコノ解ヲ苦シム、コレハ上文ノ歴年多少、施澤久未久ヲ炤スベシ、相去久暫遠近ト云心ナリ、舜禹ハ、久ナリ遠ナリ、益ハ暫ナリ近ナリ、コノ遠近ハ地ヲ云ニ非ズ、即チ歴年多少ノ違ヒヲイフ、ソノ暫ト近トヲ蔭ニシテ、久ト遠トノ一偏ヲ云テ、アトノ一偏ヲキカスル也、

まず、〔一〕「國中什一使自賦云々」についてである。

ここでは、『孟子』滕文公篇上第三章の内容について問答されている。章全体では、孟子は、滕の文公に対し、政治の出発点は民衆の経済生活の安定であり、さらに学校制度による道德教育が必要であると主張しながら、夏・殷・周の時代に実施された貢・助・徹という税法の優劣を龍子の言葉や『詩経』を引いて説明し、今まさに実施すべき税制改革として、殷の助法から始まる井田法を推奨している。

では、惟沖が問題とするのは、どのようなことだったのだろうか。以下は、〔一〕と同一の本文と併せて『国字牘遺稿 副本』に掲載されている惟沖の問いである。

11) 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。



國中什一使自賦、注ニ國中云ニ、蓋用貢法也、孟子龍子ノ説ヲ引セラレ、莫不善於貢ト仰ラルレバ、貢法ハ用ヒ玉ハヌヤウニ存セラル、イカ、

惟沖が問題とする内容は、朱熹の注釈によると、孟子は國中すなわち王城での税法として貢法を用いるとしているが、一方で、孟子は龍子の説を引いて貢法を批判しており、孟子による貢法の評価をめぐる矛盾が認められることである。

この惟沖の問題関心に対し、竹山が返答した内容は、毎年の豊凶を基準とした夏の貢法は、孟子が奨める井田法と本来の意味で差異はないが、世の中が乱れ、良法（＝夏ノ貢法）が壊れ壊れると、弊法（＝今イフ定免法）が暴君汙吏によって夏の貢法として名付けられ、その結果として、龍子が夏の貢法を否定するようになったとしている。そして竹山は、孟子のいう王城で賦課される貢法とは、本来良法であった夏の貢法を指すのであって龍子のいう貢法ではないと結論づけている。したがって、孟子のいう貢（＝毎年の収穫の十分の一の課税）と龍子のいう貢（＝数年間の収穫の平均を計って、それを定額として課税）との間に惟沖の誤解があったといえよう。

立論から、竹山は、江戸時代に実施されている定免法を引きながら、暴君汙吏によって新たに名付けられた「夏ノ貢法」を説明し、江戸時代の年貢徴収法との関わりから当時の税法を思索している様子が窺えるが、竹山が、孟子のいう「夏ノ貢法」について江戸時代の検見法に通じる豊凶を基準とする観点から肯定している点は注目すべきであろう。

次に、〔二〕「舜禹益相去久遠」についてである。

ここでは、『孟子』万章篇上第六章の内容について問答されている。章全体では、孟子は、弟子の万章に対し、我が子に帝位を伝えた夏の禹王は徳が足りなかったのではないかとする疇について、帝位が先君を支えた賢人に伝わるのか、それとも先君の肉親である子に伝わるのか、すなわち王朝が代わるのか、それとも継続するのか、それは個人の能力を越えた天命の存在によって決定づけられることを強調し、徳はあっても天子になれなかった益・伊尹・周公が置かれた条件を説明し、最後に孔子の言葉を引いて、夏の禹王、殷の湯王、周の文王と武王は帝位を我が子に伝え、堯と舜は帝位を賢人に伝えたが、その精神は同じであると結んでいる。

では、惟沖が問題とするのは、どのようなことだったのだろうか。以下は、〔二〕と同一の本文と併せて『国字牘遺稿 副本』に掲載されている惟沖の問いである。

舜禹益相去久遠、此句解シカタク候、イカン

惟沖が問題とする内容は、(宰相から天子となった) 舜・禹、そして (宰相から天子とならなかった) 益の運命を左右したとされる「相去久遠」という語句の意味が明らかでないことである。江戸時代に生きる惟沖は、後に宰相ではないにしても一行政官として登用されたが、藩政に参加した際の自らの姿勢と、それによって左右される後の運命を想像していたのであろうか。それとも、江戸時代の武家社会における世襲制、すなわち家格秩序は、どのような条件からその正当性を担保できるのかという問題意識があったのであろうか。この惟沖の問題関心に対し、竹山が返答した内容は、「相去久遠」という語を含む文の上文にある、舜と禹と益の宰相としての性格、すなわち主君を補佐する年数が多い・少ないによって民衆への恩恵が永久となる・ならないについて明らかにすべきとしている。さらに、「相去久遠」にある「久遠」の対語として「暫近」という二字を持ってきて、舜と禹については、在任年数が「遠」であった分、民への恩恵が「久」であり、一方、益については、在任年数が「近」であった分、民への恩恵が「暫」であったと指摘している。そして、このような結果になったのは、みな天命だというのである。

以上のように、竹山と惟沖の間答からいえることは、その話題の多くは、益たち賢人とされる宰相の民衆に対する姿勢であり、彼らはみな低い出自の持ち主であった<sup>12)</sup>。実際、医師であった惟沖は後に龍野藩に仕官して民衆の意向を尊重した社倉政策を実践している<sup>13)</sup>。さらに、この間答からは、古代中国で実施された税法や世襲制原理の正当性に対する惟沖の関心が見て取れる。実際、惟沖は社倉政策を実践した後に、貢租収入の減少に直面する龍野藩の財政政策に取り組み、そのなかで従来の家格秩序に捉われない家臣団の人件費の抑制を提言している<sup>14)</sup>。竹山がそうであったように、恐らく惟沖も江戸時代の年貢徴収法との関わりから経書を理解するようになり、自らの財政観の形成に役立たせていたのであろう。

## (2) 丸川松隠

次に、2「答丸川千秋問目」についてである。これは、丸川松隠の問いに竹山が答えたものであり、三つのテーマから構成されている。すなわち、「十世可知」、「禘」、「剪商之志」の順である。そのうち、実践との関わりから「十世可知」というテーマを取り上げる。以下の引用は、

12) 竹山の主張の中心が錯簡の訂正であったため、今回取り上げなかったが、「伊訓曰天誅造攻云々」というテーマでも、料理人出身でありながら殷の湯王以下数代に事えた宰相伊尹が話題となっている。

13) 山中浩之「龍野藩社倉の実施と小西惟沖」(加地伸行博士古稀記念論集『中国学の十字路』、研文出版、2006年) 参照。

14) 惟沖による人件費の抑制の提言とそれが従来の家格秩序に反することについては、前掲、拙稿「一九世紀前半における儒者の財政観——播磨国龍野藩儒者小西惟沖を例として——」270～271頁。



その全文である<sup>15)</sup>。

馬氏ノ三綱五常、文質三統ノ説、疑アル由、尤之事ナリ、是ハ朱註ニ採用アレドモ、信從シカタシ、ソレユヘ後儒モカレコレ遺議アリテ高中玄ノ問辨録ナド、大ニ是ヲ排セリ、問辨録ハ強抑ノ説多キモノナレドモ、此章ノ駁ハ、イヤトイハレズ、ソノ説ニ、三綱天下達道、五常天下達徳、非帝王相因之礼也トイヒ、又夏礼殷礼者、謂夏之礼殷之礼也、行於朝廷、達之邦國、如吉凶軍賓嘉是也トイフミナ甚理アリ、然ルニカクバカリニテハ、末ノ繼周百世可知ノ義、スミガタシ、秦皇少シモ周ノ徳ヲ継ス、前代ノ礼ヲカツテ損益セズ、グハラリトチガヒタル天下ノアリサマニナリタレハ、コノ聖語落着セス、馬氏ノ説、十分ナラネドモ、朱註ニ採用アリシハ、全ク右故ノコトナリ、ソレユヘ後儒ノ、朱註ヲ回護シテトクニハ、秦皇大ニ聖法ヲ敗壞シタレドモ、三綱五常ハ打捨ルコトナラズ、漢已後ミナ秦ノ制ヲ受テ、先王ノ礼ハ再タヒ行ハレヌヤウニナリタレドモ、三綱五常ハ自若タリナト云テ、百世可知ノ語ニムリニ合ヌヤウニトキオキタリ、コレミナコノ章ノ本旨ヲ失ヒタリ、コノ聖語ハ、後世ノモヤウトハ、合ヌヲ合点ニテ説ベシ、イカントナレハ、聖人ハ理ノ常ヲ語ラセ玉フナリ、後世ノ思ヒヨラヌ理ニ背キタルコトヲ引當テハ云ベカラス、マツ繼周トハ、又湯武ノヤウナル君ノ、列國ノ内ヨリ出テ天下ヲ安ンスルコトヲ云也、治乱興廢ハ、イツモ三代ノ如クナルヘキコト也、コレ理ノ常ナリ、秦皇ノ強暴ヲ以、一旦天下ヲムリ取ニ取タルハ、繼周ト云モノニ非ス、所謂人衆ケレハ天ニ勝ト云ナリ、ソレユヘ二代ニテ忽チ滅亡ス、何ンソ周二繼トスベケンヤ漢高ハ匹夫ヨリ起リ、少シモ徳ヲ積ミ仁ヲ累ヌルノ基ナク、馬上ニテ得タル天下ニテ、叔孫通ノ礼サヘ氣ニ入ヌホトナレハ、三代ノ礼ハ存シモヨラヌコトナリ、コレ又周二繼モノニハ非ス、カク秦漢二代ニテアラヒタルユヘ三代ノ風ハ、後世再ヒ影響モナキヤウニナリタリ、サルユヘ聖語ハアワヌハヅノコト也、後学タゞ深ク秦漢ノ聖語ニ合ヌヤウニシタルヲ咎メテ、反テ聖語ヲ疑ハヌヤウニアルベシ、聖人ハモシ周二繼モノアラバトコソノ玉ヒツレ、周二繼ガヌモノ、出タルトキ、何トシテ百世損益ノ知ラルベキヤ、譬ハ名醫アリテ、一人ノ病ヲ見テ、コノ病サシテ難病ニ非ス、手持ヨケレハ、病身ナリニ壽ヲモ保ツヘシト云タルニソノ人中年後、大ニ操ヲ破リ、放蕩ニナリ、酒色過度シテ、一朝大疾ヲ発シ死歿シタルトキソノ病人ノ咎ハ、カツテ論セスシテ、サキノ醫言合サリシト、名醫ヲバ難スルカ如シ、コレ豈醫ノ失言ナランヤ、

15) 誤字・脱字については、『竹山先生国字牘』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。

ここでは、『論語』為政篇の内容について問答されている。『論語』原文は、「子張問、十世可知也、子曰、殷因於夏禮、所損益、可知也、周因於殷禮、所損益、可知也、其或繼周者、雖百世可知也」である。その全体では、孔子は、弟子の子張に対し、現在の周王朝の後に出現する十の王朝の様子を予測しうるのかという問題について、殷王朝は、その前の王朝である夏王朝の制度を受け継ぎ、周王朝は殷王朝の制度を受け継ぎつつ一定の改変を加えており、その経緯は明確に知りうるものであるとし、そうした王朝間の制度上の異同の関係は、現在の周王朝と将来の王朝との間でも同様であると説いている。したがって、百代後の王朝の様子であっても、大体は予測可能とされている。

松隱が問題とする内容は、孔子の主張に対して「朱註ニ採用」されている「馬氏ノ三綱五常、文質三統ノ説」、すなわち「馬氏曰、所因、謂三綱五常、所損益、謂文質三統」の正否についてである。また、その問題意識は、竹山が返答で指摘した「後儒」が「朱註ヲ回護」して「三綱五常ハ自若」と解釈する態度にも向けられよう。江戸時代に生きる松隱は、朱熹の注釈といえども、君臣、父子、夫婦の道と仁・義・礼・智・信の徳目がそのまま受け継がれているという実感が湧かなかつたのであろうか。

松隱の問題関心に対し、竹山の返答は、松隱と同様に「信從シカタシ」として「朱註」に対する不信を表明しているが、それは以下の二点の理由による。まず、「後儒」の「遺議」として、明儒の高拱によって論駁がなされており、次に、実際の歴史として、「秦皇少シモ周ノ徳ヲ継ス、前代ノ礼ヲカツテ損益セズ、グハラリトチガヒタル天下ノアリサマナリタレ」であったため、「繼周百世可知」という「聖語」が「落着」しないからである。この問題に対して、竹山は、「コノ聖語ハ、後世ノモヤウトハ、合ヌヲ合点ニテ説ベシ」、すなわち後の歴史展開とは矛盾することを理解した上で考えるべきだとしている。では、これまでの「聖語」に保証された絶対性はどのように担保するのであろうか。そこで、竹山は、「聖人ハ理ノ常ヲ語ラセ玉フナリ」として「理ノ常」という言葉を持ち出している。具体的には、「繼周」とは「湯武ノヤウナル君ノ、列國ノ内ヨリ出テ天下ヲ安ンスルコト」であると規定し、さらに、「治乱興廢」とは、「三代ノ如クナルヘキコト」であると規定することによって、暴力によって天下を獲得した秦皇や三代の礼を受け入れなかった漢高を「繼周」の君主として認めていない。一方、竹山の立論に拠らない「後学」は、「秦漢ノ聖語ニ合ヌヤウニシタルヲ咎メテ、反テ聖語ヲ疑ハヌ」ようになってしまうのである。竹山からの返答を受けて、松隱は、経書に書いてある道徳的価値を盲目的に信じ込む従来の儒者と違って、たとえ朱熹の注釈であっても、他書の解釈と実際の歴史を踏まえて批判し、経書解釈による現実認識の獲得に努めたであろう。

以上のように、竹山と松隱の問答からいえることは、彼らは共通して孔子の言葉や朱熹の注

釈に対して疑念を抱いていることである。竹山にとっての疑念は、実際の歴史を考証した結果であった。そもそも竹山の歴史観は、過去に遡及して現在の問題を導き出すものであり、当面の問題の解決、あるいはその合理化のために歴史への関心が向けられているとされる<sup>16)</sup>。では、歴史を素材として竹山が解決しようとした問題は何かであったろうか。それは、竹山の批判から窺えるように、経書に書いてある道徳的価値を盲目的に信じ込む従来の儒者の態度にあったのではなかろうか。こうした竹山の危機意識は、松隠の規範に対する態度にも影響を与えていたと考えられる。実際、松隠は新見藩に登用され、家臣団の分裂という案件に対して訴訟処理の実践を試みているが、そこでは、前藩主から「天下之大法」すなわち社会の制度・慣習に沿うものではないとの評価を受けている<sup>17)</sup>。

### (3) 股野嘉善

さらに、3「答股野嘉善」を取り上げてみよう。これは、股野嘉善の問いに竹山が答えたものであり、テーマは「詩韻」についてである。以下の引用は、その全文である<sup>18)</sup>。

詩韻ノコト、東冬又ハ支微ノ類、近体ノ第一句ニ通用ノ押スル例アリ、又寒刪ハ篇中ニ全ク通用シテ、進退韻ト名付ルコトナド、サキニ申スニツキ、コレラ後進モ遵用苦シカラヌヤトノ旨諭サル、イカニモ苦シカラヌコトト見ヘタリ、但シ進退韻ニハ、今少シ曲折アリ、寒刪ニ限りテ、カク名付ルニハ非ズ、他韻ニテモ、通スベキ韻ヲ、互ヒチガヒニ、マゼテ用ルト見ユ、(ソノ内寒刪ハ至テチカキ音ユヘ古人モコレヲ多ク用タルト見ユ)、魏醇甫曰、湘素雜記云、鄭谷與僧齊己等、共定今体詩格、有進退韻、宋季師中、送唐介謫英州詩、孤忠自許家不與、獨立敢言人所難、去國一身輕似葉、高名千古童於山、並游英俊顔何厚、未死姦諛骨已寒、天為吾君扶社稷、冑教夫子不生還、正所謂進退韻也、冷齋夜話、以此詩為落韻詩、蓋不見鄭谷有進退之説、而妄為云々也、コレハ宋詩ナレドモ、鄭谷已ニ右ノ説アレバ、唐ノ法ナリ、鄭ハ晚季ノ詩人ナレドモ、盛唐ニモソノ法見ヘタリ、盧弼カ、春衣昨夜到揄閑、故國烟花想已殘、小婦不知婦未得、朝ニ應上望夫山、マタ朔風吹雪透力癢、飯

16) 小堀一正「中井竹山の歴史観——その廃仏論を中心として——」(梅溪昇教授退官記念論文集『日本近代の成立と展開』、思文閣出版、1984年)参照。

17) 松隠による訴訟処理の実践については、前掲、拙稿「江戸時代後期における〈実務家〉としての儒者——瀬戸内諸藩における懷徳堂學術の受容を中心として——」63~65頁。

18) 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。また、長文の欠落が認められる箇所については括弧で括りを入れている。

馬長城窟更寒、夜半火來知有敵、一時齊保賀蘭山、コレミナ進退ナリ、唐詩訓解ニ、コノ寒ニ注シテ、失韻ト云、猶夜話ノアヤマリト同シ、又上ノ一首ニハ、何ノ沙汰モナキハ、疎脱ト云ベシ、コレヲ始トシ、ソノ外見アタリタルモ、皆寒剛ナリ、ソレユヘサキノ如ク、云ニスルナリ、後學ハ謹慎ヲ存スルヲ是トス、寒剛ナラバ、右ノ例ニヨリテモヨシ、コレヨリ他ヲ例シメ、意ニ任セ用ユルハ宜シカラズ、

明詩ニ、灰韻ノ詩ニ、佳韻ヲ交ヘタルナドアリ、寒剛ノ外モ、苦シカラヌヤ如何トノコト、承ハル、コレモ進退ノ類ナルヘケレドモ、希有ノ例ナリ、白香山寄微之詩、鬢毛不覺白麤々、一事無成百不堪、共惜盛時詩闕下、同嗟除夜在江南、家山泉石尋常憶、世路風波子細看、老校於君合先退、明年半百又加三、ハ後聯ニ寒ヲ通ズ、張宛丘ノ臘日、二日暖村ニ路人家送送迎、婚姻須歲暮、酒醴幸年登、簫鼓兒童集、衣裳婦女矜、敢辭雞黍費、農事及春興、ハ第二句ニ庚ヲ通ズ、又陳后山支韻ノ排律ニ、覺泥ノ二字ヲ通用シタルアリ、皆タマサカノ例ナレハ、後學遵用スヘカラズ、捻シテ變ハズイブン究メ知テ、運用ハ恒ヲ守ヲ要ト心得ヘキコト也、

近体首句ニ、通用スベキハ、東冬支微ノ外、何々ニヤトノ義承ハル、大略ヲイハゞ、魚虞・佳灰・真文元・肴豪・庚青・覃咸ナトナリ、歌麻・陽庚ハ、至テ近キ韻ノヤウナレドモ、通用ヲ見及ハズ、宋明已來、音韻ハ（次第ニ變ズレドモ、タゞ唐律ヲ守リ、一意ニ沈韻）カ約東ヲ行フノミ、右ノ外モ、タゞ例ノ有無ニ從フテ可ナリ、捻シテ唐已前ノ体ノ古詩ヲ作ルニハ、文選ノ韻、右ノ通用ノ例ヲ考ヘテ用ベシ、堅ク沈法ヲ守ルハ、固陋ナリ、マタ銘贊ナドニ、語モ古ク措ニハ、古韻ヲ用ベシ、選韻ニ從フサヘモ、執滯ナリ、マシテ沈韻ヲ以限ルハ、大ニ非ナリ、ソノ古韻ト云ハ、三百篇易楚詞ナドノ韻コレナリ、何ブン秦漢ヨリ已前ノ韻ナリ、古韻ニ、平上去ノ別ナシ、タゞ入聲ノミ別ナリ、

七言律絶ノ首句ニ韻ナク、五言律絶ノ首句ニ韻アルノワケ、イカゞトノコト、コレハ七言韻ナキハ、變韻アルヲ、恒トシテ、五言コレニ及スルノミ、恒變トモ、意ニ任セテクルシカラズ、但シ平韻ノ五絶ノ首句ニ、他韻ノ平ヲ用ルコト、古人ニタマサカ見ヘタリ、打起黃鸝兒ノ類ナリ、コレハナヲ支齊通ズルトモ云ベシ、遺却珊瑚鞭ナドニ至リテハ、希有ノ例ナリ、五絶ハ古風ト混ズルモノユヘ、コレハ選体ノ遺風ノ、唐詩ニ入タルナリ、後學ハ準用セズシテ可ナリ、

前日批訂スル、貴稿ノ、趣高雅澹似陶潛ノ句、モトオトアリシヲ、趣ニ改ムレバ、第二字孤平トナル、イカゞトノコト承ハル、律ニ孤平ヲ忌ハ、五言ノ第二字、七言ノ第四字ナリ、七言ノ第二字ハ、ソノ禁ヤ、ユルシ盛唐ニハ少ナケレドモ、全クナキニモアラズ、杜律ニモアリ、中晚宋明ニ至リ、次第々々ニ多クナリタリ、ソノ詳ハ律兆ニ具フ、ズイブン苦シ

カラヌコトユヘ、改ムルノミ、且又陶ハモトヨリオモ高ケレドモ、全体ノ人物風標ハ、才ニテハ少シ的當セザル意味モアルユヘ、趣ニ改メタルナリ、コレハ疑ヒニ及ボサル、ニハアラネドモ、序ナガラコレヲ示ス

ここでは、嘉善からの詩文評価の依頼に対し、竹山が音韻を中心として漢詩文の作詩法について唐、宋、明の詩を引きながら返答している。

まず、股野嘉善の生い立ちと経歴について確認しておく。嘉善は懐徳堂出身者であり、中井竹山の門下である。彼の出身地は、播磨国龍野藩〔石高五万一千石〕（現在の兵庫県たつの市）であり、瀬戸内沿岸に位置している。また、彼は儒者の家の出であり、享和元（一八〇一）年に竹山の友人である父股野玉川から「儒者」を襲封したが、同年に小西惟沖は家職の医業に加えて「読書指南」の兼帯を命じられている<sup>19)</sup>。惟沖は天保六（一八三五）年になると役名「儒者」を拝命するが、股野家は元禄～宝永期に召しだされて以来、ほぼ同時期に召しだされた藤江家とともに、幕末期まで存続する龍野藩における「藩儒の家」であった<sup>20)</sup>。この藤江・股野両家に加え、小西家が参与したのが、江戸幕府による朝鮮外交政策、すなわち対馬における易地聘礼である。

この易地聘礼は藩主脇坂安董が来聘御用掛を拝命し、実質的な政務を担うことによって実現した。その方針は、老中松平定信が決定したものであるが、定信がこれを採用するにあたって、竹山が定信に上程した『草茅危言』の内容が影響したとする見方がある。しかし、竹山がこの外交政策に与えた影響は、政策立案のレベルにとどまらなかった。この政策実施者の一人藤江家の藤江貞蔵の場合、聘礼が行なわれる以前から、竹山の日朝外交に関する所説に接し、その影響を受けていたとされている。それは、貞蔵が徳川将軍の称号大君号の使用の是非について竹山に問い、それに対して竹山が返答するという事実関係によって明らかにされているが<sup>21)</sup>、その根拠となる資料は第一章で述べた『竹山先生国字牘』（「答藤江貞蔵大君称谓ノ弁」、本編八冊に収録）である。

このような事実を踏まえると、貞蔵と同じく政策実施者であった股野家の股野嘉善に対して、竹山が同様に日朝外交の実務面に役立つ所説を説いていた可能性が考えられる。実際、東アジ

19) 「諸氏略系」（股野家系図、小西家系図）（たつの市立歴史文化資料館蔵）

20) 山田真理子「播磨国龍野藩儒・股野玉川の活動実態」（千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書240、千葉大学大学院人文社会科学研究所、2012年）参照。

21) 竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」（龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懐徳堂——学問文化と藩政——』、2000年）参照。

ア地域の外交に当時不可欠な能力とされたのは、漢文を通じた漢籍による情報収集・経学知識修得・漢詩や漢文作成の基礎教養であり、それゆえ、竹山が漢詩文の作詩法を説くに際して音韻を強調するのは、専門能力の向上という観点からの確な指導法であったと考えられる。ちなみに、竹山は安董が来聘御用掛を拜命する八ヶ月前に他界しているが、嘉善の関心の所在をみる限り、嘉善にはこうした外交能力を身につける資質が備わっていたといえよう。

以上のように、竹山と嘉善の間答からいえることは、竹山の音韻を中心とした作詩法は、嘉善が後に参与する江戸幕府の朝鮮外交政策には不可欠の能力であり、易地聘礼に参与する前から、そうした作詩法に関心を向けていた嘉善は、当時の近隣外交で発揮される能力を体得する素質があったということである。また、竹山の『草芽危言』が幕府の朝鮮外交政策の全体に影響を与え、さらに竹山による藤江・股野両家宛ての書簡が、それに参画した彼ら龍野藩儒の政治実践に役立っていたのであれば、竹山による思想実践は、彼の死後も門人に受け継がれ、江戸幕府の政策立案だけでなく政策実施にまで浸透していたといえよう。

本章の総括として、懐徳堂出身者の実践との関わりから、竹山の返答を位置づけると、両者の関心や竹山の価値観は、彼らの実践に反映したり貢献したりしていたといえよう。また、注目すべきことに、混沌社における懐徳堂と頼家との交流に見られた《史学》と《作詩》、いわば実務官僚の基礎教養ともいべき特有の知識を懐徳堂出身者との間にも確認することもできた。

### 3 「書く」ということ

本章では、先述した《史学》と《作詩》といった知識を習得したとしても、どのようにしてこれらの知識を実際の政策現場で生かすのかについて述べたい。そこで、『濶翁先生諸説』に収録されている5「答松藩谷某」を取り上げる。これは、谷某の問いに竹山が答えたものであり、二つのテーマから構成されている。すなわち、「甚矣吾衰也ノ章旨」、「文章ノコト」の順である。そのうち、上記の理由から「文章ノコト」というテーマを取り上げる。以下の引用は、その全文である<sup>22)</sup>。

①山崎ノ諸儒ハ、程子ノ説ヲ誤リ會シテ、文章ヲ學者ノ大禁トスルコト甚ダ僻ゴトナリ、實行ヲ廢シ、虚文ニ馳ルコトハイカニモ禁ズベシ、實行ヲ主トシテ文業ヲ修ムルハ、學者ノ當然ノコトナリ、豈禁ズベケンヤ、ソノ程説ヲ謬會ト云ハ、時勢事體ニ通ゼザルナリ、マヅ華域ハ文國ナリ、②文字ハソノ國風ユヘ、學者ナレバ筆ヲトリ文ヲカクコト、常事ニ

22) 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。



テ巧ナラズトモ、我意ヲ達スルホドノコトハ誰ニテモ出來ルナリ、又③三代ノ古トチガヒ後世ハ及第ノコトアリテ、匹夫ヨリ公卿ニモ至リ、上ナキ富貴ヲモ、運次第ニ究メ、一族マデ浮ミアカルコトナルユヘ、精神ヲ抛テ文章ヲ事トシ、又子弟ノ内ニヤ、才氣アリト見ユルモノアレバ、父兄宗族トモ身上ヲ傾ケテ、文學ヲ専ラニサスルコトナリ、ソレユヘ④天下滔々トシテ文章ニ馳ルコトニナリユクユヘ、篤行ノ君子、道義ヲ重ズル人、コレヲキノドクニ思ヒ深ク⑤浮文ヲ禁ズルナリ、⑥我邦ハ文盲ノ國ニテ、國風ニ非ルユヘ、⑦文章ノコトハ、一切マツ拙シ又⑧及第ノコトナケレバ、父兄宗族モカツテコレヲ子弟ニ責ズ、又眞オアリテ鬼神ヲ驚スベキ妙文アリトモ、斗升ノ穀ニモナラズ、ソレユヘ⑨文華ニ馳ヨト云テモ、馳ルカヒモナキホドノコトナリ、コノ所和漢大ニ相違ナリ、サテ華人ノ一通リノ文章ヲカクハ、我國ノ人士大夫トイハル、ホドノ人ノ、手紙書状ヲカクコトノナラスハナキガ如クナル、定リコト也、故ニ學者ナラバ、我意ヲ達スルホドノ文ハ、カ、デハ叶ハヌコトナリ、サレドモ國風ニ非ザルユヘ、大ニ骨ヲヨリ學バズシテハ、ソレホドノコトモ出來ガタシ、ソレユヘ若年ノ内ニ頗ル力ヲ費シテカキナラフベシ、ソレヲハヤ文ニ馳ルトテ叱ルハ、大ナルマチガヒナリ、タゞシソノ中ニ實行ヲ廢シ、虚文ニノミ馳ル人アラバ、ソレハ學者ノ罪ナレハ

バズイブンツヨク戒タルガヨシ、⑩實行ヲ立トスル人ニ、戒メテ筆ノモタセヌト云コトハ程説ニハナキコトナリ、六経皆文ナリ、文辭ニ暗クシテハ聖學ノ蘊ヲ窮メガタシ、⑪經術ハ五穀ノ如シ、文章ハ烹飪ノ功ナリ、烹飪ノ火ヲソマツニシテ、火災ヲ起シタラバ、罪ハソノ人ニアルベシ、イカニ火炎ニ懲ハテタルトテ、家内ニ火ヲ禁ジ、夜モ灯ヲ點セズシテ、我ヨク大ノ用心ヲスルトイハゞ、アニ理アランヤ、先儒ノワカキトキ、文筆ヲミヅカラ禁ジテ老成ノ日ニナリ、カキノコシタキコト、必ズアルヨリ、初テ筆ヲ執ル、ユヘ、一句モヨメズ、一語モ下ラズ、羞ヲ後世ニ貽スヤウニナルハ、キノドクナルモノナリ、コレハ有徳者必有言トノ訓ヲマチガヒ心得タルナリ、コノ言トハ常ニ言語ナリ、常言ハ學ブニ及バズ、徳アレバ云トコロオノツカラヨシ、文ハ一ツノ藝ナリ、アニ學バズシテヨクスベケンヤ、常言ヲ文章ト一ツニ心得ル、イハユル崑崙吞棗ナルベシ、

まず初めに、竹山は、最初の傍線①によると、同じく朱子学を教義とする閩齋学派が「文章ヲ學者ノ大禁トスルコト」に対して「甚ダ僻ゴト」であるとして厳しく非難し、その理由として、後半にある傍線⑩では、「實行ヲ立トスル人」に対して「筆ノモタセヌ」ように戒めており、程説を誤解している点を挙げている。つまり、ここで主題とされている「文章」とは、「読む」ことよりもむしろ「書く」ことに重点を置いたものといえよう。主体的実践行為でもある

「書く」を重視するのである。

次に、このような「書く」ことを強く意識した「文章」論を構築するに際して、竹山は、どのような認識を介在させていたのであろうか。それは、日中間の文化比較にもとづく多文化認識であった。中国の事例を挙げたのは、閩齋学派による程説の誤解を正すことに目的があったが、その立論からは科举登用制度の政策的波及効果に注目する姿勢も見受けられる。

結論からいえば、日中間の文化比較の結果、「我邦」には無いものとして指摘しているのは、「国風」と「及第」であった。まず「国風」についてであるが、傍線②において「文字ハソノ國風」と定義し、傍線⑥では「我邦ハ文盲ノ國ニテ國風ニ非ル」と批評している。ここで用いられる「国風」とは、漢籍の読解を背景とした文化的生活ともいえよう。日本では中国と違って、傍線⑦「文章ノコトハ、一切マヅ拙シ」となるのは、そうした生活形態が不在だからである。次に「及第」についてであるが、中国では、傍線③「三代ノ古トチガヒ後世ハ及第ノコトアリ」として科举制の採用を意識し、その政策的効果として傍線④「天下滔々トシテ文章ニ馳ルコトニナリユク」と理解している。一方、日本では、傍線⑧「及第ノコトナケレ」ば、傍線⑨「文華ニ馳ヨト云テモ、馳ルカヒモナキコト」として対照的評価を下している。

ここで、竹山の主張をまとめると次のようになろう。程子は確かに傍線⑤「浮文ヲ禁ズル」と説いたが、閩齋学派はその程説を誤解している。なぜなら、中国には長らく「国風」と「及第」があり、世間に「文章」が浸透しきっているので、当然「浮文」を禁止する必要も出てこよう。しかし、我が国にはそもそも「国風」と「及第」が存在しないので、世間に「文章」が浸透せず、それゆえ拙いままである。このように述べて、竹山は、日本において漢文で「文章」を「書く」ことの重要性を主張するのである。

最後に、先述したように、ここで用いられる「文章」という語は「書く」ことに重点を置いたものであると指摘したが、そもそも竹山が「文章」に実践性を持たせようとするのは、どのような意図によるものであろうか。それは、傍線⑩では、「文章」について「烹飪」と例えながら、一方で、「経術」について「五穀」と例えているように、「経術」を生かすのは「文章」であるという趣旨であったことが理解できる。

以上のように、竹山の「文章」論は、実務に携わる儒者を意識していると思われ、「読む」よりもむしろ「書く」に重点を置いたものであった。また、そうした「文章」論を構築するには、中国における伝統的な規範や慣習、当時の政治制度への理解が必要であったといえよう。注目すべきことに、そうして実践性を伴うに至った「文章」は、それと補完関係にある「経術」によって習得した知識を相手に伝達する役割を果たしていたのである。

#### 4 「敬」と実践

本章では、文章による伝達行為によって知識を実際の政策現場で生かすにしても、それに際しての内面のあり方について明らかにしたい。そこで、『溧翁先生諸説』に収録されている4「答谷生論主一無適」を取り上げる。これは、谷生という人物の問いに竹山が答えたものであり、「論主一無適」というテーマが論じられている。以下の引用は、その全文である<sup>23)</sup>。

①主一無適ノ義、如何トノコト承ハル、ソノ修行ハ切實緊要ノコトニテ、初學ノ人ノ手ニ入ガタキコトモアルベケレドモ、ソノ文義ハ何ノ子細モナキコトナリ、コレヲ事ムツカシク心得ルハ學者ノ淺陋ナリ、蓋シ②コノ四字ハ、モト程子ノ敬ノ字ヲ釋セラレタル言ナリ敬トハ恭敬ニテ、モトヨリ心ニ物ヲウヤマイ重ズルコトナレドモ、アナガチ手ヲツキ腰ヲカヅメ尊長貴人ニ事ルコトノミニ限ラズ、タゞ平日ニ心ヲリント引シメ、③總ジテ何ニテモ心底ニ大事々々ト思ヒテ、戒慎恐懼スルコト肝要ナリ、コレヲ④存主ノ敬ト云、コノ敬ノ本ナリ、コノ本タテバ、何ノコトニモ施シテ可ナラザルハナシ、苟モ本立ザレバ事ニ臨ミテ俄ニ敬セント欲シテモ、ソノ敬トヅカモノ也、⑤程子ノ主一無適ハコノ存主ノ敬ヲ本シテ何事モコノ念頭ヨリ推行フ心モチヲ説レタル也、主、一ハ一ヲ主トスルニテ、心ヲ一途ニスルコト也、無適ノ適ハ音赤ニテ、ユクトヨム、無適ナレバ何方ヘモユカズ、心ノワキヘチラヌコトナリ、一途ナレバワキヘチラズ、ワキヘチラネバ必ず一途ナリ、故ニ朱子ノ言ニモ、主一ノ外ニ又別ニ無適アルニ非ズトアリ、必竟同シコトヲ丁寧ニ云ナリ、父ニ向ヘバ一途ニ孝ニ志シテ他ニ適ズ君ニ向ヘバ一途ニ忠ニ志シテ佗ニ適ズ、凡ソ⑥人倫ノ交リヨリ、書ヲ讀ミ藝ヲ講ズルマデ、ソノ時ソノ事ヲ一途ニシテ他ニ適ヌコトナリ、故ニ食フベクシテ食ヒ、眠ルベクシテ眠リ哀ムベキコトヲ哀シミ、樂シムベキコトヲ樂シミ、オカシキトキニ笑フモ、ミナ主一無適ニテ、凡ソ存シテ二念ナク、施シテソノ可ニアタルヤウニスルコトハ、皆敬ノ中ニ囿ス、敬以直内義以方外ト云モ是ナリ、然ルヲ⑦世ノ實學ヲスル人必スワリ膝ハリ臂ヲシテ、カリソメニモ果シ眼ニテ、人ヲ義絶スルコトヲ敬義直方ノ訓ト心得タルモアルハ大ナル誤ナリ、勿論敬ハ儼格ヲ正面トスル故ニ、誤リテハカク⑧圭角ノアル方ヘモ流ルベシ、ソレ故程子ハ莊嚴ナドノ字ヲ用ズ、ヒロク主一無適ト説レタルハ意味アルコト也、⑨モシ又一分ノ片意地ヲ出シ、傍人ノ言ヲイサ、カ用ヒズシテ、コレヲ主一無適トイハゞソレハ一途ニアシキコトヲ主トシテ、ツキニヨキ方ヘユカヌナレ

23) 誤字・脱字については、『国字牘遺稿 副本』を参照し、筆者の判断によって訂正した箇所がある。

バ、ソレコソ固滞人ノ主一、執拗家ノ無適ナルベケレ、程朱門下ノ主一無適トハ、薰蕕氷炭ノチガヒナルベシ、ユクユクワキマヘラルベシ、

まず初めに、最初の傍線①では、谷生から竹山への問いとして「主一無適」の意味をどのように理解しているかと尋ねている。それに対して竹山は、傍線②「コノ四字ハ、モト程子ノ敬ノ字ヲ釋セラレタル言ナリ」として、程子による「敬」という字の解釈にもとづいて「主一無適」の意味を説明していく。竹山の立論によると、まず、「敬」の根本は、傍線③「總ジテ何ニテモ心底ニ大事々々ト思ヒテ、戒慎恐懼スルコト」を肝要とする傍線④「存主ノ敬」であり、さらに、傍線⑤によると「何事モコノ念頭ヨリ推行フ心モチ」こそが、程子のいう「主一無適」の趣旨であった。

では、程子が唱えた「主一無適」を実践するのは、具体的にどのような場面においてであろうか。竹山によると、それは、傍線⑥「人倫ノ交リヨリ、書ヲ讀ミ藝ヲ講ズルマデ」であり、対人関係だけでなく学問、技芸にまで広がるものであった。また、竹山は、傍線⑦によると、「世ノ實學ヲスル人」が「敬」を誤解して「必スワリ膝ハリ臂ヲシテ、カリソメニモ果シ眼ニテ、人ヲ義絶スルコト」を批判している。これは闇齋学派を念頭に置いたものらしく、立ち振る舞いや人間関係に厳格であることが「敬」であるというのは誤解であり、そのような傍線⑧「圭角」や頑固さは程子の原義とは異なるという。

以上のように、竹山の「主一無適」論は、程子の「敬」の解釈にまで立ち返って説明され、常に冷静さを保つという「存主ノ敬」が「敬」の根本であった。また、それを念頭に置いた実践行為は、対人関係のみならず学問、技芸、つまり先述した「文章」まで含まれるものであった。また、それは、冷静さを保つのに加えて、傍線⑨にある「固滞人」や「執拗家」を避けるべく「傍人ノ言」を用いるといったように、人間関係を含めて柔軟に対応することも求められる。

## おわりに

本稿では、まず初めに〈実務家〉としての儒者を研究対象とした先行研究を列举し、頼春水の弟頼杏坪の政治実践が筆者の研究領域に重複することを確認した。懐徳堂と頼家との交流は、竹山が詩社混沌社に出入りすることから始まったが、そこでは、懐徳堂から春水への働きかけとして《史学》の提供が見られ、混沌社から竹山への働きかけとして《作詩》の公刊が見られた。筆者は、こうした学術上の交流を踏まえ、混沌社を一つの起点として〈実務家〉としての儒者が西日本地域に拡がりを持つに至ったとの仮説を提起した。

上記の想定のもと、今回取り上げた『溌翁先生諸説』には、教育分野を除いた社会的活動を行なった懷徳堂出身者（惟沖、松隱、嘉善）宛での竹山の書簡が収録されている。収録された全ての書簡を調査したところ、その出処は懷徳堂文庫に所蔵された『竹山先生国字牘』であると特定できた。そこには、頼春水や藤江貞蔵といった政治と関わりのある儒者宛での書簡も含まれていた。

次に、この活動的な懷徳堂出身者（惟沖、松隱、嘉善）による実践との関わりから、彼ら宛での竹山の返答を位置づけることとした。そこで明らかになったのは、惟沖の場合、彼の民衆を尊重した社会政策や家臣に痛みを強いる財政政策は、書簡にある竹山の意向や惟沖の関心が反映されており、松隱の場合、既存の慣習に捉われない彼の訴訟処理の実践は、竹山の危機意識が反映されており、嘉善の場合、書簡にある竹山の作詩法は、彼が後に参与する江戸幕府の朝鮮外交政策に必須の能力であったことである。また、そこには混沌社における懷徳堂と頼家との交流に見られた《史学》と《作詩》といった実務官僚の基礎教養ともいべき知識が含まれていた。

さらに、『溌翁先生諸説』に収録された「答松藩谷某」という書簡を取り上げ、どのようにして先述した知識を実際の政策現場で生かすのかについて明らかにすることとした。そこで、文章とは、「読む」よりも「書く」に重点を置いたものと理解でき、そうした竹山の文章観には、「経術」を生かすのは「文章」の力であるという主張が込められていた。

最後に、『溌翁先生諸説』に収録された「答谷生論主一無適」という書簡を取り上げ、文章によって知識を政策現場で生かすにしても、それに際しての内面のあり方について明らかにすることとした。そこで、「敬」とは、常に冷静さを保つことが、その根本であり、それを念頭に置いた実践には、対人関係だけでなく学問、技芸まで含まれていた。また、常に冷静さを保つことに加えて、片意地を出さずに「傍人ノ言」を用いるといったように、人間関係を含めて柔軟に対応することも必要とされていた。

今回取り上げた『溌翁先生諸説』という資料は、その撰者や作成時期が不明である。しかし、撰者が何かしらの意図を持って惟沖、松隱、嘉善らの書簡を選択していたと仮定すれば、この資料の内容を明らかにする意義は大きいと思われる。なぜなら、彼ら懷徳堂出身者はこれらの書簡を受け取った後に自らの出身藩で政治的实践を行なっているが、本稿において彼らの書簡および実践を相互に検討した結果、そこには何かしらの関連性が認められたからである。これは、彼らが懷徳堂に在籍することによって〈実務家〉としての儒者に近づいたことの証左となろう。その点において、第三章および第四章で明らかにした実践行為を外的に機能させる「文章」や、実践行為を内的に制御する「敬」は、今後、〈実務家〉としての儒者を考察するに当た

っての指標ともなろう。

結局のところ、今回考察した『溧翁先生諸説』の撰者は、こうした思想実践の成功者モデルともいべき人物を選択していたといえる。そうした資料が泊園文庫に蔵されているという事実は、泊園書院が近代において多分野に及ぶ有為の人材を生んだことと何かしら関係があるかもしれない。近代へと連続する〈実務家〉としての儒者という新たな課題を今後の展望としたい。